投稿要領

1．適用の範囲

この要領は、『関西大学芸術学美術史研究学会 e ジャーナル』（以下『e ジャーナル』）への投稿に適用する。

2．掲載の範囲

『e ジャーナル』には、論文、研究ノート、調査報告、資料紹介及びその他の情報を掲載する。

3．投稿原稿

(1) 投稿原稿（以下「原稿」という。）は、未発表のものに限り、かつ芸術学美術史研究の研究目的に寄与し得るものとする。

(2) 論文は原則として本文・註を含めて一篇 20,000 字以内、挿図は 20 枚以内を基準とし、研究動向、新資料紹介、書評などを投稿する場合は、一篇 8,000 字以内、挿図は 5 枚以内を基準とする。

(3) 論文、研究動向等、いずれの場合も、原則として一回の投稿は完結した一篇に限る。

(4) 原稿は、和文を原則とし、それ例外の言語の場合は編集委員会の決定にしたがう。

(5) 投稿締切日は、編集委員会が随時決定する。

(6) 原稿の提出は、ワープロ印字原稿（横書）を原則とする。完全な形で提出する。提出後の内容変更や書き加えは認められない。ワープロ印字原稿は、ＣＤ等に保存して郵送するか、または、添付ファイルの形で送付する。

(7) 原稿は、事務局宛に送付する。

(8) 挿図に用いる写真の掲載許可については、投稿者が自らの責任において、日本における慣行に配慮しつつ、しかるべき手続きをとる。ただし学会は必要に応じて、許可を求める依頼状を作成する。なお、許可に要する費用は投稿者負担とする。

(9) 論文に使用する挿図には、「執筆者撮影」等を含め、出典を明記する。

(10) 採用決定通知をうけた投稿者は、執筆者として、ただちに日本語 1,200 字程度に相当する欧文要約を提出しなければならない。

4．投稿者の資格

(1) 投稿者は、原則として関西大学芸術学美術史研究学会会員とする。

(2) その他、編集委員会が投稿を認めた者も投稿資格を有する。

(3) 投稿者は、投稿者カードを作成する。

5. 審査

投稿原稿は、編集委員会や査読委員による査読を行い、その結果を踏まえて編集委員会が掲載の可否を判断する。

6. 著作権

(1)『e ジャーナル』に掲載された論文等の著作権は，著者及び翻訳者に帰属する。

(2) 著者及び翻訳者は、『e ジャーナル』への掲載にあたり、関西大学芸術学美術史研究学会に対して無償で著作物の複製権（著作権法第 21 条）及び公衆送信権（同法第 23 条）を許諾し、かつ、関西大学芸術学美術史研究学会が第三者に対してそれらの権利を再許諾することについて同意するものとする。

7. その他

この規定に記されていない事項については、編集委員会が判断する。

関西大学芸術学美術史研究学会　会則

1．本会は、関西大学芸術学美術史研究学会（英語名：Society for Art & Art History Studies at Kansai University）と称する。
2．本会は、美学・芸術学・美術史学に関係する研究者を会員として組織する。
3．本会は、会員相互の連絡を図り、その協力によって美学・芸術学・美術史学に寄与することを目的とする。
4．本会は、その目的のため次の事業をする。また本会の事業年度は、総会のある 10 月を年度末とし、一年の起点を 11 月 1 日とする。
(1) 芸術学美術史学の研究者共同の便宜利益を図るための社会的活動。
(2) 会員の研究発表、共同の調査および研究の実施。
(3) 関係諸方面の研究者、学会、機関及び施設等との連絡。
(4) 電子ジャーナル『関西大学芸術学美術史研究学会 e ジャーナル』その他の発行、講演会、研究会の開催。
(5) 本会にメーリングリストを設け、会員同士の交流に供する。メーリングリストの入退会は個人の裁量でおこなう。
(6) 以上の他、必要と認める事業をおこなう。
5．本会に次の機関を設ける。
(1) 総会　(旧七夕会)
(2) 運営委員会
6．総会は、本会の最高議決機関として、会員全体をもって構成し、毎年 1 回開催する。但し、会員の委任状による参加を認め、5 分の 1 をもって成立するものとする。
(2) 総会は、会員の 4 分の 1 以上の要求によって臨時に開催することが出来る。
7．運営委員会は会員から選出した運営委員及び顧問、会長をもって組織し、本会の入会審査、事務、及び事業を担当する。運営委員会は、その事務及び事業の経過を毎年総会に報告しなければばらない。
(2) 運営委員の任期は定めない。
8．本会の会長は関西大学常勤職員で最高年齢者の会員とする。 また、会長は会員から顧問を指名することができる。
9．この団体を次の所在地に置く。
大阪府吹田市山手町 3-3-35　関西大学文学部 平井研究室
10. 会長の任命により事務局長を定め、本会の庶務に関する業務を委嘱する。事務局に会計担当をおき、本会の会計に関する業務を委嘱する。
11. 会員は会費を負担し、本会の事業の優先的受益者となる。

(2) 以下の会員区分をもうける。

正会員　年間 1,000 円

※正会員は、大会での発表可、e ジャーナル投稿可、大会参加可とする。

メール会員

※1 年間会費の支払いがなければメール会員となる。

※メーリングリストへの参加のみ。メール会員が発表及び e ジャーナルへの投稿を希望する場合は、当該年度の 1 年前にさかのぼって会費を支払い、正会員になることとする。

(3) 会費徴収方法

※総会時に直接支払う。

※振込の場合

りそな銀行　吹田支店　普通口座　0437412　関西大学芸術学美術史研究学会

12. 本会に入会するものは美術史の振興、研究に関心を持ち、学会活動に寄与する個人でなければならない。

(2) 入退会は事務局への連絡をもって受付、運営委員会で承認する。

(3) 5 年間連絡のない会員は退会扱いとする。

13. 本会の経費は会費、事業収益金、寄付金等をもって充てる。

14. 本会の会計は事務局が担当し、その収支決算を総会に報告しなければならない。

15. 本会に会計監査をおく。

(2) 会計監査は大学教員以外の者が行うこととする。

16. この会則は総会の議決によらなければ変更できない。

平成 26 年 7 月 26 日　会則議決により関西大学芸術学美術史研究学会設立
平成 26 年 9 月 24 日　一部改訂(総会での意見などに基づき事務局が実施)
平成 30 年 5 月 27 日　一部改正
平成 30 年 8 月 18 日　7 月 21 日の総会での議決に基づき改正
令和 4 年 1 月 18 日　一部改正
令和 6 年 12 月 1 日　一部改正
令和 7 年 7 月 30 日　一部改正
令和 8 年 10 月 24 日　10 月 24 日の総会での議決に基づき改正

関西大学芸術学美術史研究学会　組織（令和 8 年 10 月 24 日現在）

会長　平井章一

運営委員　今井澄子、上薗四郎、岡泰正、桑野梓、村田眞宏（50 音順）

事務局長・会計担当　田邉咲智

編集後記

・関西大学文学部の専修再編により、2026 年度、芸術学美術史専修は、美術史分野が映像文化専修、文化共生学専修と合併して「表象文化専修」に、美学分野が哲学倫理学専修、比較宗教学専修と合併して「哲学専修」になりました。

・このたび、新たに西洋美術史、日本美術史の担当教員として着任されたお二人に本号から編集委員に加わっていただくことになりました。抱負をお寄せいただきましたので、ご紹介いたします。

このたび編集委員を拝命いたしました。不慣れな点もございますが、本ジャーナルが会員の皆様の活発な学術交流の場となるよう微力ながら尽力してまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます（今井澄子)。

本学出身者として、これまで多くのご指導やご厚情をいただいてまいりましたご縁のもと、このたび編集委員として携わる機会を賜り、大変光栄に存じます。今後も皆様から学ばせていただきながら、本ジャーナルが会員の皆様をつなぎ、実り豊かな交流を育む誌面となるよう努めてまいります。よろしくお願い申し上げます（桑野梓)。

・本号から図版の挿入位置や図版典拠の表記方法を統一します。そのため 10 月 28 日付で「執筆細目」を改訂しました。以後投稿の際はご留意ください。

・本号の編集委員は以下の通りです。
今井澄子、桑野梓、田邉咲智、平井章一、山野英嗣　（50 音順）

執筆者紹介

マッカートニー マリア愛美　（国立国際美術館　研究補佐員）

陳　昱君　（関西大学大学院文学研究科　博士課程後期課程）

関西大学芸術学美術史研究学会　e ジャーナル

第 6 号

2026 年 10 月

編集・発行　関西大学芸術学美術史研究学会

©関西大学芸術学美術史研究学会 2026

〒564-8680　大阪府吹田市山手町 3-3-35　関西大学文学部　平井研究室